

厚生労働科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

平成19(2007)年 4月

目 次

I . 総括研究報告

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

田島 良昭

II . 分担研究報告

1 . わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査

藤本 哲也

2 . 触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

清水 義憲

3 . 虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状

山本 譲司

4 . 現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

酒井 龍彦

5 . 現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活の現状と課題

小野 隆一

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

（総括・分担）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

研究要旨

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

藤本 哲也 中央大学法学部教授 犯罪学博士

山本 譲司 ノンフィクション作家

清水 義恵 更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事 事務局長

小野 隆一 宮城県社会福祉協議会地域福祉部 部長

酒井 龍彦 社会福祉法人 南高愛隣会 長崎障害者就業・生活支援センター 所長

A．研究目的

罪を犯した障害者の自立促進にどう取り組むかをテーマに関係省庁と連携し、実践的モデル事業を実施し、その中で見えてくる課題について、解決をはかる。

B．研究方法

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析することを目的に3年計画の1年目では、次の通り分担研究者がそれぞれのテーマを設け、役割分担し研究を進めた。

藤本分担研究者のグループでは、財団法人矯正協会付属中央研究所や、法務省矯正局成人矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めることを目的に、平成18年度は、まず、「現状把握」に重点を置いて、「日本と海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方の分析調査」、「我が国の矯正施設における知的障害者の実態調査」、施設参観の実施を行なった。平成18年度に実施した矯正施設における実態調査を基に今後、分析調査を行っていく。

山本分担研究者のグループでは、「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」をテーマに障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態を最近における刑事裁判の実例や罪を犯すに至った背景と経緯、裁判への福祉サイドの関わりについて調査した。

知的障害者が被告人である裁判の傍聴を数多く行ったところ、障害を全く配慮されずに機械的に刑務所に送られてしまう実態と、福祉サイドの支援により判決に影響をあたえることがわかり、福祉サイドの支援の必要性を訴えた。

また八王子平和の家における事例と課題について、施設としての支援体制、施設内における支援上の課題、地域移行に至るまでの課題を整理するとともに矯正施設での障害者の処遇について調査し、成人矯正施設における特殊教育課程導入の必要性を訴えた。

横浜市における「知的障害者自立生活アシスタント派遣事業」等の地域生活を継続するために具体的な生活場面において助言やコミュニケーション支援を実施する施策の内容や現状調査を実施した。

また和歌山県福祉事業団の少年院からの退院者への支援の実例や更生保護施設の東京実華道場における実情をまとめた。

清水分担研究者のグループでは、「触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題」をテーマに更生保護施設の受け入れ態勢の実態と課題について、全国の更生保護施設を調査し、施設の職員体制、施設運営、処遇業務、制度面などの実態と課題について分析しまとめた。

また更生保護と福祉との連携について分析し、障害者福祉との連携、あるいは移行に関する運用面と制度面の実情と課題、移行モデル事業の実施や「相互参入」の可能性についての検討を行なった。

その中で、引受人のいない知的障害受刑者の支援策を切り開くための問題定義を行なうとともに更生保護と福祉との連携を具体化する「合同支援会議」を立ち上げ継続的に行なうモデル事業につなげた。

小野分担研究者のグループでは、社会福祉施設における罪を犯した知的障がい者への支援内容について調査を行なう。

東北地区4県6施設に対し現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について当グループが作成した実態調査表をもとに調査し、その内容を検討・考察した。

また東北地区における矯正・更生保護施設での知的障害者への支援内容についても調査した。具体的には、仙台保護観察所・東北更生保護委員会・宮城刑務所・青葉女子学園（女子少年院）・神奈川医療少年院・更生保護施設「宮城東華会」を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査を行った。

更に矯正・更生保護事業内容を福祉現場職員に伝達することで、連携の有効性についての啓蒙活動につなげた。

連携項目についても 連携の時期 受刑中に福祉サービスを受けるための手続き 福祉サイド支援メニュー 施設内の支援メニュー ケアマネジメントするための福祉行政の位置づけなどが、見出された。

矯正・更生保護機関との連携を行なっていくために保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修会を2回実施し、福祉サービス内容（障害者自立支援法）について説明を行った。

酒井分担研究者のグループでは、「現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題」をテーマに社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析と、九州管内における罪を犯した障がい者の実態調査を行なった。

また研究協力者の宇和島病院との連携により同病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり反社会的行動を起した人の実態調査を行ない、精神障害者に対する医療福祉サービス分野における地域支援のあり方を模索した。

当グループにおいて、最も力を入れて取り組んだのは、罪を犯した障害者を実際に受け入れるための実践的なモデル事業への取り組みである。麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画を作成し、矯正局と保護局と社会福祉法人南高愛隣会との受け入れに向けての連携会議の開催、更に受け入れるための実践方法フローチャートの作成した。これに基づき関係機関による合同支援会議準備会を開催し、具体的に罪を犯した障害者を実際に受け入れるための実践的なモデル事業をスタートさせた。

C. 研究結果

刑務所内の知的障害者又はその疑いのある受刑者調査の実施

財) 矯正協会附属中央研究所の本研究協力者2名が調査票等を作成し、法務省矯正局に当該調査を依頼する形式で調査した。調査結果は集計中である。また、今回の調査で対象外の非行少年につき、本調査と同様のものを検討中。

麓刑務所及び中津少年学院へ研究計画書を送付し、実際に罪を犯した知的障害者を受け入れていく。法務省矯正局・保護局と受け入れ方法について具体的に協議を進め、実践方法のフローチャートを作成合同支援会議の開催と実践的モデル事業を開始する。

罪を犯した障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題の実態調査

保護観察の各種別(執行猶予あるいは仮釈放等)及び更生緊急保護(満期釈放等)における保護の実施状況を法務省を通じ調査予定。

矯正施設、福祉施設、更生保護機関、更生保護施設との連携による支援モデル事業の試行を具体的な事例により検討。

仮釈放の準備期間から地域支援に載せる運用を試み実務上の可能性や制度上の問題点解明の手がかりを得る。平成18年度は仮釈放の調査、審理に当たる地方更生保護委員会、保護観察所、更生保護施設等の協力態勢を構築する。

罪を犯した障害者の実態調査

宮城刑務所、女子少年院(青葉女子学園)神奈川医療刑務所で背景と出所後の実態調査を実施。東北地区4県6施設の現地調査と対象者の福祉サービス等の調査を25ケースを対象に実施。

障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態調査

裁判から見たのは、障害が全く配慮されずに、知的障害者が刑務所に送られてしまう刑事裁判の実態があり、彼らが罪を犯すに至った背景には、必ず「福祉の不在」があった。

八王子平和の家における事例と課題

第一審で実刑判決の知的障害者の身元引受人となり、八王子平和の家入所を条件に、判決は棄却、執行猶予判決に。福祉サイドの支援で実刑判決を避けることが可能と分かる。知的障害者を施設が受け入れた場合、支援体制等に課題があった。

D 考察

1. はじめに

5人の分担研究者と29名の研究協力者がそれぞれの専門分野において研究課題を掲げ精力的に実践研究に取り組んでいただいた。法務サイドと厚生労働サイドの専門家が常に意見を交換し、時には激しい議論になったことさえあったが互いに学びあい教えあい専門用語の意味の理解や法律制度の運用状況にいたるまで懇切丁寧に教えていただいた。

特に法務省矯正局、保護局などの本省のそれぞれの担当官の皆様、矯正施設(刑務所、少年院等)、保護施設等(更生保護施設、更生保護観察所)の担当官の皆様、問題が発生するたびにすばやく担当者連絡会議を開いて問題を解決していただき、研究を前に進めるための応援や、必要なことで早く実践したほうが良いと思えることなど行政の果たす役割について、確実に進めていただいた厚生労働省の担当官の皆様、本当にありがとうございました。深く感謝をいたしております。

2. 矯正施設からの考察。

矯正施設の入所者の中には相当数の知的障害者がいるのではないかといわれていましたが、公式には一般の刑務所には、いないことになっていました。なぜなら今まで調査がされたことがなかったからです。

今回、藤本分担研究者のグループが法務省矯正局の協力により15ヵ所の一般的刑務所27,024名の

入所者の調査を行いました。

結果、知的障害者又はその疑いがある者は410名
平均IQは、46.2(少年院の場合平均IQ60)
平均年齢、48.8歳、再犯者285名(69.5%)
罪名、窃盗178名(43.4%)、刑期 2年以下35.6%

このような調査結果から次のような入所者の姿が推測されます。
少年の場合は入院前の段階から更生教育などを視野に入れた障害認定などが慎重に行われ、家庭裁判所の調査官などが一人ひとりの個人の姿を相当鮮明に調べた上、審判に附すので、入院時に障害の状態が捕捉されている人が多いようです。
それに比べて成人の場合は裁判所の段階から障害者に対する配慮はあまり見られないように思える。初犯と言えども実刑判決を受けての入所であるからその前に何度か罪を重ねていることが推測されるが、再犯防止の視点からどのような矯正プログラムが用意され、実施されたのだろうか。
結果的には70%近くの285名が再犯者であり内5回以上が55%ほどの162名で、再犯期間は3ヶ月未満が約32%の92名、1年未満60%の171名である。

罪を犯した知的障害者は比較的軽い罪を繰り返しているが、その背景として、80.7%が無職、学歴は中学卒業以下が86.1%、配偶者の状態は未婚310名(75.6%)、離別77名(18.8%)計387名(94.4%)、出所時の身元引受人が父母などの家族が80名(19.5%)で、前刑データによると身元引受人が必要な仮釈放を受けた人は57名(20%)と非常に少なく、暖かく心安らぐ家庭を持っている人はほとんどいないのです。

一人孤独な生活は経済的にも苦しく151名(36.8%)、まわりにある物はあれもこれも欲しい物が多く(利欲)85名(20.7%)、つい手が出ってしまったと、罪を犯した動機を語る人が多い。

知的障害者又はその疑いがある者がどのように選ばれたのか不明であるが、410名(2%)は矯正統計年報によれば新受刑者のIQ49以下(4%)、IQ69以下(18%)、自閉症や発達障害者なども勘案するとIQ79以下(22%)、テスト不能(6%)、計(50%)、約16,000名に比べれば、非常に少ない数であるので刑務所内での処遇が特に困難な者を、選んだのではないかと推察する。

このように「知的障害の認定」をどのように行うかということは、この人たちが出所して福祉サービスを必要とする時は、大きな問題となってくる。ただ刑務所内ではIQ50からIQ69ぐらいの人は刑務官の指示を良く効き、規則を良く守り、一般社会より安定して生き生き生活をしている人が多いと聞く。

刑務所内では自分で考えたり判断したりする必要はなく、ただ刑務官の指示に従いまわりの人にあわせていれば良く、その点では楽な生活だったという。

そのため刑務所内では障害者という認識は薄く、出所後についての準備や社会生活の指導など、特別な取り組みがなされず、出たとたんに路頭に迷う人が多い。

今回の調査から沢山の問題が見えてくる。

- (1) 出所後すぐ、何らかの福祉サービスを必要とする人が相当数いるにもかかわらず、知的障害者としての障害認定を受け手帳を有する人が、27,000人中わずか26名である。このような場合満期で出所した人で手帳不所持者は福祉の支援を受けることは難しい。
- (2) 知的障害の認定は本人または保護者等が認定申請を行い、各都道府県の判定機関(児童相談所、更生相談所等)で認定判定を受けなければならない。
国の統一認定基準がないためそれぞれの都道府県によって若干判定に差がある。
さらに発達期に発生する障害であるのでおおむね18歳ぐらいまでに発生していたことを証明する証言などを求められることがあるので30歳を超えて親家族などがいない人の場合は障害認定をしてもらえない場合がある。
認定がない場合は障害福祉サービスを利用することが難しい。

- (3) 障害認定を受けてもIQが50以上の軽度障害者と認定されれば、年金の受給も難しく、福祉サービスを受けるとき市町村(基礎自治体)が行う障害程度区分が軽く出て、福祉サービスのメニューの一部しか利用できない。裁判所が社会生活をそのままさせられないと判断して実刑判決を下すような社会生活の不適応がひどい人であり福祉施設での処遇が困難な人ほどIQは高い場合が多い。
- (4) 罪を犯した障害者は親・家族や家庭で配偶者などがいる人も少ない。そのため仮釈放を申請するのに必要な身元引受人がいない人が多く、80%が満期出所となっている。
こんな場合、更生保護施設が全国に101施設あり更生緊急保護事業などを実施しているが、障害者を引き受けてくれるところは少ない。
この問題は清水分担研究者が詳しく報告している。
- (5) 刑務所を出て誰も支援する人がいないままで社会生活を続けることは重度の障害者はもちろん、軽度の障害者でも難しい。又矯正施設での生活と一般社会での生活は大きく違いその格差は計り知れないほど大きい。そのため生活トレーニングや働くための職場実習とを体験できる中間施設と支援のプログラムが必要である。
- (6) 近年福祉制度や福祉支援サービスも多様化して量や質も多く充実してきた。半面複雑で利用手続きなど難しくなってきた。そのため福祉の実務がよくわかる専門職が相談を受け、法務と厚生福祉の架け橋の役割を担う事業を展開する必要がある。

3. 全体考察

それぞれの分担研究者からの報告のとおり実践研究を通して多くの課題・問題点も見えてきた。罪を犯した障害者を受け入れて苦闘している福祉事業者も数多くいて、沢山のケースを体験して処遇や福祉サービスのメニューについて貴重なノウハウを有する福祉事業者もいくつか存在することがわかった。しかし法務サイドと福祉サイドの谷間は深く広い、多くの障害者が超えることが出来ずもがき苦しんでいる。

現行法上で回りがもう少し柔軟に法の運用を行えば相当のことが出来ることも少しずつ見えてきた。知的障害者を追いかけることですぐ隣にいる、発達障害者、精神障害者、そして認知症など高齢障害者の問題も深刻であることがわかってきた。

今回は、矯正施設から福祉サービスへの移行にかかわる場面が中心であるが、その前にある裁判の場面8万件の中にある問題、さらに年間200万件を超える刑事事件の中にかかわる障害者の問題と広がって行く。

E. 結論

この研究を通じ、罪を犯した障害者の現状や課題を一人でも多くの人に知っていただくことが重要で、まず知っていただき、一緒に考えてもらう、理解していただく、こうした積み重ねが、課題を解決し研究目的を果たすための手立てだと考える。

それぞれの分担研究者のこうした多面からの実態調査や分析、現状の把握、関係機関の連携によるモデル事業の開始によってクローズアップさせる課題について更に研究を重ね、罪を犯した障がい者の地域生活支援を確立するための制度や受け皿・支援の充実をはかり、法の狭間で埋もれた人達を救うための取り組みを強化していく。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

平成18年度は、宮城県と長崎県で開催された福祉セミナーにおいて、当研究の主任・分担研究者がシンポジストとして参加し、当研究の目的や進捗状況、研究課題について発表した。

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

特になし